

# 第3部 資料保存委員会アンケートの成果と課題

## 自治体の公文書保存をめぐる諸アンケートの成果と課題

### はじめに

平成17年（2005）3月を期限とした市町村合併特例法による合併が促進されている。平成の大合併とよばれる今回の市町村合併に際して、全史料協資料保存委員会では、「歴史資料として重要な公文書等」の保存をどのようによびかけていったらよいのかを考え検討してきた。そのなかで、資料保存の現状を問うふたつの方策を考えた。ひとつが自治体史編纂時の旧市町村文書の保存状況を調べることで、ひとつが全国の市町村の文書担当者に「役場文書」としての公文書（行政文書）保存の現状を聞くことである。

これらを問うために資料保存委員会として、平成13年度から4回のアンケート調査を実施してきた。そのアンケート発送総数は7100通にのぼった。これらのアンケート結果から、自治体の資料保存の現状と問題点、そして評価・選別の問題に触れながら、これからの全史料協に求められる課題を考えたい。

### 1、全史料協資料保存委員会のアンケートの実施（平成13、14年度）

#### （1）「歴史資料の保存状況についての調査」（第1回アンケート）

資料保存委員会によるアンケートは、まず全史料協機関会員の中心である都道府県立文書館と、機関会員のない県については教育委員会にあてて、市町村の自治体史編纂事業の進行状況を問うアンケートを実施した。平成13年8月7日付で、47都道府県に資料保存委員会事務局の松本市文書館から発送した

アンケートの内容は、自治体史編纂事業が進行中であるかどうかとその連絡先、完了している場合は刊行完了年度と、編纂事業の内容について現在も把握している窓口があるかどうか、また、各都道府県の自治体史編纂事業の概要と、都道府県レベルの自治体史関連史料の収集と保存の実態等について聞いた。

39自治体の回答を得て、市町村レベルの自治体史編纂事業概要調査のアンケート発送準備を整えることとなった。回答が寄せられなかった8自治体には、後日に再度お願いして情報をよせてもらった。

#### （2）「自治体史編纂に関わる歴史資料の保存状況調査について」（第2回アンケート）

都道府県へのアンケートで把握された自治体史編纂窓口に対して、平成14年1月24日付でアンケートを発送した。アンケートはふたつの部分からなり、前半は、自治体史編纂事業でおこなわれた史料収集の方法と、収集された史料の現状を聞いた。後半では、旧市町村にのこった行政文書の扱いと、その現状について聞いた。アンケートでの「旧町村役場の行政文書等」という問いに対して、「これはどのような文書をさすのか」といった問い合わせが、松本市文書館宛にかなりあった。資料保存委員会では、「旧町村役場の行政文書」とは、昭和の大合併時に合併された旧市町村で作成され、伝来した市町村作成の行政文書を指すと考えた。

この自治体史編纂事業時に、それぞれの旧市町村の行政文書が選別され保存されているわけである。そのときにのこされた文書は、まさに「歴史資料として重要な公文書」として自治体史編纂の場で利用され管理

されてきていることになる。

市町村への総発送数の2163件に対して、回答は1140件（52.7パーセント）あり、約半数の市町村から返事が寄せられた。集計は平成14年3月まで継続し、その結果からみられる傾向について、平成14年3月の全史料協関東部会月例研究会（於松本市文書館）と、同年6月の全史料協近畿部会の公文書研究会（於大阪市公文書館）で、中間報告として報告した。

### （3）「市町村合併時における公文書等の保存についての調査」（第3回アンケート）

資料保存委員会では総務省通達を重視し、この通達の全市町村への周知が必要であると考えた。そして歴史資料の保存状況調査のため、行政文書のみを対象とした調査を目的として、各市町村すべての「行政文書担当」を宛先としてアンケートをおこなうこととした。

アンケートは平成14年7月9日付で全国3229市町村に発送した。アンケート葉書とともに総務省通達を同封し、この通達を把握しているかどうかを聞いた（総務省通達の周知のアンケート結果は55パーセントで、半分以上の自治体に伝達されていることを知ることができた）。あわせて、公文書館法全文と全史料協案内パンフレットを同封した。

アンケートは、平成14年8月中旬までに返送をお願いした。最終的には2019自治体から回答が寄せられた（62.5パーセント）。その集計結果を同年8月24日に松本市文書館で開催された資料保存委員会と関東部会月例研究会との共催の研修会で、中間報告として報告した。参加された全史料協会員から寄せられた意見は、全史料協『会報』第62号で報告している（資料保存委員会「報告」）。

アンケートの発送と集計は、平成14年夏に終了し、全史料協第28回全国大会（富山大会）でアンケート結果の概略についての報告をおこなった（福嶋紀子「市町村合併と資料保存—資料保存委員会によるアンケート結果から—」）。

全史料協から全国の全市町村宛にこうしたアンケートと全史料協の案内が送付された意義について述べておきたい。全史料協は、どちらかというところまでは機関会員と個人会員にむけての情報発信やアンケートが重視されてきたように思う。今回の全市町村へのアンケートを実施した直後に、全史料協のある個人会員から「全国の市町村にアンケートを発信したことは、全史料協にとっては画期的なことだ」という意見が寄せられた。日頃の業務のなかの「カウンターの内側」だけに安住している全史料協活動ではいけないのではないかと私は考えている。公文書保存の願いは、全史料協の会員だけのものではない。今回のアンケートに回答を寄せていただいた全国の多くの市町村は同じ悩みを持ち、なんとかして具体的な方策をと模索している。こうした状況のなかで、全史料協は、悩みと課題を共有しながら、ともに考えていかなければならないと思う。

## 2、市町村合併時の公文書保存を求める全史料協要請の意義

### （1）「市町村合併時における公文書等の保存について（要請）」

資料保存委員会では、「歴史資料として重要な公文書等」（公文書館法）の継続的な保存を目指して、全史料協としてできる取り組みとして、総務省に対して「市町村合併時における公文書等の保存について」の要請文を提出することを検討した。素案を資料保存委員会で作成し、平成13年9月の全史料協役員会で検討され承認を得て、同年11月に開催された全史料協第27回全国大会（長野大会）の総会の場で、全史料協としての要請文の提出が議題にあげられた。資料保存委員長の小松がその間の経過と趣旨を説明し、承認された。文案はその後、全史料協会長事務局（東京都公文書館）と資料保存委員会との協議の後、全史料協会長太田

雄二郎氏（東京都公文書館長）から総務省に提出された。

総務省ではこれを受けて、翌14年2月に、各都道府県市町村合併担当部長あてに、全史料協よりの要請の周知を求める要請（「市町村合併時の公文書等の保存について（要請）」）がなされた。

この総務省からの、全史料協の要請文を添えての要請の意義もまたきわめて大きいものである。この要請は各都道府県から管内の市町村に同趣旨の要請がなされている。今日にいたっては、要請をうけた市町村がその要請をいかに受けとめるかが問われていることになる。その意味で、今回の市町村合併に際しての全史料協の要請が及ぼした効果はたいへん大きなものであったといえよう。

### 3、『データにみる市町村合併と公文書保存』の刊行

資料保存委員会からの3回のアンケートを集約・分析して、全史料協資料保存委員会編として『データにみる市町村合併と公文書保存』を刊行した。その構成はつぎのとおりである。

第1章 アンケート実施の経過 1 自治体史編纂アンケートの実施 2 市町村合併時の公文書保存をめぐるアンケート

第2章 都道府県市町村別アンケートデータ一覧

第3章 市町村合併と史料保存—資料保存委員会によるアンケート結果から—

1 文書管理制度は文書保存を支えるか？

2 自治体史編纂事業と文書保存

3 公文書館制度と文書の保存・利用

4 今こそ住民が地域資料に出会える場を、望まれる公文書館制度の普及、自治体の責務と全史料協の役割

第1章では、全国47都道府県別に各市町村ごとに3回のアンケート結果を一覧表にして示し、寄せられた意見もできるかぎり掲載した。こうした情報を共有し、これから取り組むべきことをお互いに考えて行きたいと思う。

### 4、3回のアンケートからみえてきた課題

#### (1) 何をのこしていくのか

公文書館法には、「歴史資料として重要な公文書等」という表現が何回も使われている。今回実施したアンケートのなかで、公文書の今後の保存について問うた質問に対して、「貴協議会では、地方公共団体に保存している歴史資料として重要な価値を有する公文書その他の記録をどのようなものと考えているのか、实例を挙げて示してほしい」という意見・要望がいくつか寄せられた。アンケート結果の中間報告会などにおいても「歴史資料として重要な公文書等」とは何か、その具体的内容を示してほしいという声が多くだされた。

全史料協としても、また資料保存委員会にしても、その課題にこたえていかなければならない。

公文書館法は、「歴史資料として重要な公文書等」が何であるかまでは示していない。アンケートにみるかぎり、自治体の文書担当部門では、文書管理規定に従っての保存をあげ、文書管理規定中の「永年保存文書」としてのこされている事例が多かった。

旧役場文書の整理（廃棄も含まれる）と保存に関しては、市町村はそれぞれの文書管理規定をよりどころにしているわけで、公文書館法の「歴史資料として重要な公文書等」、しかも「非現用文書」と示されて

も、明確な方策をうちだせないでいるのが現状である。文書管理規定の中に「歴史資料」という概念を盛り込んで保存をめざす市町村も増えつつあるが、いっぽうで公文書館法だけでは対応できない公文書保存の現状があるのである。

公文書の廃棄・保存等の管理は、自治体の「規則」にとどまらず、たとえば「文書管理基本法」のような法律が必要になってくる。自治体では条例が求められる。情報公開法と公文書館法だけではカバーできない公文書管理についての法の整備が求められよう。全史料協としても、また資料保存委員会としても、「公文書の管理に関わる法的環境整備」について今後早急に考えていくことが求められていると思う。

## (2) どこへのこし、どのように利用に供していくのか

アンケート結果をみると、現在の行政文書担当が文書管理規定に従って掌握している公文書の保管先として、書庫・永年文書保存庫など庁舎内の収蔵施設を保管場所としてあげているところが多かった。これ以外の文書については、行政文書担当窓口では管理の対象外となっていると考えられ、アンケートでは不明文書が4割という結果にあらわれている。

いっぽうで行政文書担当窓口とくらべて、多くの自治体史編纂の場で、旧役場文書を現在も保存されてきている現状がはっきりしてきた。その保管場所は、資料館（資料室）・図書館のほか、公民館、小学校の空き教室、または自治体史編纂室などさまざまである。

編纂後の文書保存場所の確保、保存文書の編纂後の利用の問題など、今後の課題もまた多い。自治体の文書館設置へむけて、将来にわたる保存・利用・研究の場である場所を定めている公文書館法を普及していくことも、依然として今日の大きな課題である。

## 5、新たな課題をうけてのアンケートの実施

### (1) 「自治体の保有する公文書の現状についてアンケート調査のお願い」（第4回アンケート）

文書管理規定では充分には把握されていない旧役場文書（歴史資料として重要な公文書）の保存の担い手として、自治体史編纂の場が大きな役割を果たしてきているが、資料保存委員会では、4回目のアンケートとして自治体史編纂にかかわる市町村宛に、平成15年7月10日付で「自治体の保有する公文書の現状についてアンケート調査のお願い」を発送した。

その結果をまとめたのが本書である。

（文責 資料保存委員会委員長 小松芳郎）

# 自治体の保有する公文書の現状について

## －今年度資料保存委員会アンケートより－

平成13年の長野大会以後、資料保存委員会では、市町村合併という資料保存にとって大きな転機となる社会動向に対し、保存機関が持つべき共通認識を形成する必要性を訴え、そのためのデータ収集とアンケートという手法による保存の働きかけを行ってきた。昭和の合併以前の旧町村役場文書と、現在作成されている行政文書を、同様の扱いとして良いかどうかという問題もあろうが、過去の資料散佚の要因を究明し、今後の対策を検討する上で欠くことのできない作業であると認識している。

この調査のなかで寄せられた多くの資料保存現場の声のなかには、今後の資料保存について積極的な取り組みを検討する自治体の例が含まれる反面、公文書館法にいう「歴史資料として重要な公文書等」と、現在各自治体が保有している行政文書を、同じく歴史資料と認識して良いかの判断ができないジレンマが垣間見える。自治体が保有する公文書は、歴史的にも行政的にも重要であり、将来にわたって保存の必要性があることを認識しながらも、継続保存の必要性の説得的な根拠として用いられている「歴史的」なという側面のみが先行してしまうことにより、行政の職員に将来の歴史性を判断することを強要するという、理不尽な職務を生成する結果となっている。

今、資料保存機関の共有すべき問題意識は、「残すこと」の意義と重要性であり、そのために取るべき方策の検討であることが、少なくともこれまでの資料保存委員会が行ったアンケートのなかからくみ取ることができる。

市町村合併を契機として、資料保存運動の枠組み拡大の必要性が生じている。現在、行政文書を保存している保存機関は、文書館のみでなく資料館・博物館・図書館・編纂室などがあり、文書保存の目的もそれぞれで異なっている。こうした保存機関では、行政文書を保存することの意義がどのように考えられているのであろうか。諸機関の保存担当者は、行政文書を保存することの意義とその根拠をどのように把握し、保存の実務に携わっているのかを、平成15年度の資料保存委員会アンケートでは、過去のデータで得られた行政文書の保存担当者に問い合わせた。

かつての資料保存運動は、高度経済成長に伴う家の解体と、それによって生じる古文書の流失への対策として、歴史家による古文書調査運動を前提とした古文書保存運動に端を発し、それを推進力として進められてきた側面を持っていた。こうした運動の不断の取り組みのおかげで、歴史資料概念の広がりをもたらされる反面、現在では保存目的の再検討の時期に至っている。

歴史資料概念の広がりをもたらした要因の一つには、この数十年の間に各地で行われた自治体史編纂事業に伴う史料調査が大きな役割を果たしていることをあげられる。この事業のなかで、古文書と旧町村役場の行政文書とについては、地域の重要な歴史資料であるという共通認識が、部分的にはあれ形成された側面があったことは重要である。

しかし事業の終了後、収集された資料の保存場所は、それぞれが異なり、一様ではない。資料群は保存していくことの重要性のみが重視され、「何故保存をしておくことが必要であるか」という目的が付加的要素しか持たないため、収納されるべき組織・機関の役割と性格が定義づけられることなく、保管がなされるという結果を生じている。こうした状況下では、継続的保存の可能性は保存担当者の判断に任せざるをえないのが現状である。

では、現場で保存の実務に当たる担当者は、こうした状況をどのように認識し、対処しようと考えているのか。今回のアンケート調査の主目的を、この現場担当者の保存に対する認識の実態把握とした。

さらに検討すべき課題として、残されてきた行政文書の利用が、どの範囲にまで広がりを持ってきているのかも大きな課題となる。自治体史等の編纂目的で残されてきた事例が多く指摘されるなかで、残されてきた行政文書が、編纂事業終了後も永続的に利用提供される体制は確保されているのか、自治体史などの編纂目的による利用以外の、一般利用者による利用や、行政文書としての重要性の側面は、現在の保存環境のなかで考慮されているのかについてもアンケートから抽出していきたいと考えている。

以下、アンケートで質問した各項目に沿って、現れてきた問題点をあげていきたい。

## 1、古い行政文書の現状

### (1) アンケート項目 A、「保存されている文書の管理と利用状況について教えてください」

平成14年度までのアンケートのなかで、旧町村役場文書については、行政文書担当と自治体史編纂担当などの保存窓口の双方で、把握の仕方が異なっていることが判明した。平成15年度のアンケートでは、実際の保存を担当する窓口となっている行政文書の保存管理担当者自身に対し、管理実態を調査した。

また、現状で管理されている行政文書は、どのような経緯を経て歴史的資料となって残っていったかを問うため、次の項目を設けた。

### (2) アンケート項目 B、「保存されている文書はどのようにして残ったのか教えてください」

現在の文書に対する「歴史的に重要な公文書等」の定義が明確でない反面、自治体史編纂の参考資料として利用されるなど、様々な形で時間を経過することにより、歴史的な重要性を認識されて保存措置がとられた文書がある。一方、行政文書としての重要性から保存されてきたものもある。こうした場合には、「重要なので廃棄できない」という理由が、行政文書担当側からあげられている。アンケートの回答を見る限りでは、残されてきた理由は様々で行政文書は色々な経緯のもとに現在に至っているといえるが、文書を残すという主体的意志の働きのなかには、各自治体ごとの判断基準の独自性が存在し、歴史的に重要であれ、行政的に重要であれ、保存が必要とされた文書は残されている、という傾向が、この設問に対する答えの中から判明する。

### (3) アンケート項目 C、「残された文書は今後どのようにあつかう予定ですか」

ここまでは文書の現状と、残されてきた経緯についての把握であるが、これらの実態を前提として、以下の点については、継続的な保存方法とその考え方について回答を求めるための設問をした。

1, 保存担当者は、公文書の継続保存の必要性についてどのような考えを持っているか。

回答としては、積極的な廃棄の意図はないが、現状での保存を継続する予定という考えが主流で、廃棄を選択する市町村はほとんどない。反面、市町村合併のような自治体の大きな環境変化を前にして、様々な条件の下、現場で多くの史料を保存している担当者は、将来的に文書保存の手段・方法についてどのように考えているのだろうか。

2, 将来的な文書保存の手段・方法をどのように考えているか。

これは、保存手段の一つとして公文書館法の利用を考えているかどうかにつながる設問である。

## 2、今後の行政文書の保存について

### (1) アンケート項目 D-1、「公文書館法」を知っていますか」

従来、文書館の設置が遅々としてすすまないなか、公文書館法の周知徹底により資料保存の思想は広がり、文書館の建設は進展するものと信じられてきた。現在の文書館建設の停滞は、公文書館法の周知徹底によって打破することができるかどうかを、担当者への質問のなかから探ってみた。

既存の公文書館では行政文書の評価選別基準についての議論が先行・細分化する反面、様々な経緯のなかで結果的に残された行政文書を保有している市町村の資料保存機関では、何のためにいつまで保存を継続していったらよいのかの、具体的な指針も理念も持ち得ない状況である。様々な議論はありながらも、こうした市町村の資料保存機関にとって、最終的な根拠法となるのは公文書館法しかないのが現状であるが、これがどこまで周知され、また市町村の資料保存機関はこれをどれだけ活用できているのかといった実態は不明であった。この部分への調査がこの項目の目的である。

公文書館法に対しては、文書保存について明文化した法としての評価は高い反面、内容を把握した上でその実効性への疑問は大きい。また、公文書館法は公文書館の設置に関して定めた法であって、公文書館を持たない自治体には関係がない、まして公文書館のような施設は都道府県レベルでの設置が重要なのであって、市町村には不要である、または設置は無理である、という意見も多数を占めた。

結果的には、約半数近くの自治体の保存担当者が公文書館法の存在は承知しており、その周知度の内実は様々であるが、公文書館法が行政文書をはじめとした歴史資料の保存をうたっているものであることは把握されていた。しかし、アンケートで目立ったのは公文書館法は知っているが、法への共感がそのまま文書館設置運動へはつながらないという実態であった。公文書館法の目的や内容については、より広範囲の市町村文書担当者、および自治体史編纂や史料保存機関への普及が必要ではあるが、もう一步踏み込んで、住民による資料の保存・利用を保障する体制につなげるには、新たな視点が必要となろう。従来の拠り所であった、公文書等の保存・利用に関して適切な措置を講ずる責務を有するという法の規定が、地方公共団体において公文書館を設置する責務にはつなげていない。

さらに、アンケートの中で次の項目を質問した。

### (2) アンケート項目 D-2、「合併前の旧町村の行政文書の保存は必要と考えますか」

この項目について多くの市町村で行政文書の保存は必要と回答し、不要という回答はほとんど見られなかった。この結果を見る限り、行政文書の保存について積極的な措置をとれないのは、行政文書の必要性を評価していないからではない、ということが判明する。特に自治体史編纂室などからの回答では、保存を必要と考える理由として、「歴史的に重要だから」「自治体史編纂時に重要な資料となるから」「学術研究目的で必要となるから」などがあげられており、行政文書の保存の必要性は、担当者に充分周知されているが、その根拠として学術研究や自治体史編纂目的などの、後からの付加的要素を先行させている場合が多い。

反面、行政職員の立場からの貴重な発言もあった。従来の歴史資料という考え方以外にも、「行政文書は旧町村時代の住民にとって存在証明になるもの」であるとして、合併にかかわらず行政情報として保存すべき情報は適切な方法で保存されるべきである、という意見や、合併前の地方公共団体についても長期的な視野からみた説明責任が存在する、と考える市町村職員の意見もあった。「自治体の継続性に鑑みて行政文書の保存は当然のこと」、「行政には市民への説明責任がある」、「行政による業務上の利用の必要性」などは、「歴史的に重要な公文書等」という規定以上に、行政の側から見た重要性が保存目的として最優先されていることの現れであろう。行政の側の組織的な継続性を重視すれば、合併前の文書というだけでは廃棄理由に

相当しないと判断する市町村が多く、また、合併により旧市町村の行政面の記録等が消滅してしまうのを防止するためにも必要であると考えている。なかには、「長期保存文書は、自治体が住民に保存を約束した文書と考えて良いことから」、とする理由をあげる自治体もあった。

行政内部では、歴史的に重要な公文書であるかどうかの判断以前に、文書を保存することの重要性は、自治体の責務として存在するという考え方が基本としてあり、保存に基づくその後の利用は、市民への説明責任や、行政による業務上の利用など、様々な目的に基づいて派生すると考えられる。

それでは公文書館法にいうところの「歴史的に重要な公文書等」として保存する場合、各市町村ではどのような選別基準を考えているのかについて、次のように問い合わせた。

### (3) アンケート項目 D-3、「歴史的に重要な公文書等」とは、貴市町村ではどのようなものを指すとお考えでしょうか」

これについては、「議事録・土地台帳・戸籍簿」などの具体的な文書名をあげる市町村が多いなかで、「自治体の行政上の推移が分かるもの、変遷を跡づけられるもの」などの、将来歴史資料となりうるものを想定した回答もあった。それらは判断基準を歴史資料の側面に置くか、行政文書としての重要性の側面に置くかを状況によって判断しようとする立場で、行政上の重要資料概念と、歴史的に重要な資料の概念は極めて近い関係にあるといえる。

現在の行政文書保存が、公文書館法に基づいて行われようとする限り、多くの市町村において「歴史的に重要な公文書等」についての判断がもっとも困難であるという意見が、前年までのアンケートの主流であり、この困難さが行政文書の保存に支障となっていると考えられていることを思い浮かべれば、文書の保存価値に関する判断基準を「歴史的」という言葉で表現することにどれほどの重要性があると考えればよいのであろうか。

文書館収蔵資料について、歴史的な重要性と行政的な重要性が相半ばする形で問題となるようになったのは、近年の市町村合併を前提とした市町村レベルの行政文書の保存が問題となるなかで浮上してきた考え方でもあり、従来の都道府県文書館を中心とした広域行政圏内部での文書保存の考え方とは異なったアプローチといえる。こうした保存対象資料に対する考え方の大幅な変更が見られるようになったのも、市町村立文書館の設立の進展と、資料保存運動の裾野の広がりの成果でもあろう。

アンケートを通して見た限り、各市町村で保存期限の切れた行政文書を実際に保存している担当者の考えとして、以下の諸点を指摘できる。

- ・現状で保存されている文書に対して、保存方法の積極的な変更を加える意思はない。しかし、保存されている旧市町村役場文書は、自治体の歴史を語る重要文書であるという理由で、今後も継続保存が必要と考える。
- ・自治体ごとの「歴史資料として重要な公文書等」を判断する明確な基準はないが、永年保存文書、長期保存文書等の行政的見地から見て重要な文書と、「歴史的」に重要と思われる文書は保存の必要がある。
- ・公文書館法の成立の意義と重要性は十分に認識しているし文書の保存は必要であるが、公文書館法に基づいて公文書館の設置を検討するには、市町村のレベルでは財政的にも困難。公文書館は都道府県レベルの施設であると考えている。

現在までに旧市町村役場文書をはじめとする行政文書を保存してきた自治体のなかでは、公文書館法の規定の有無にかかわらず、文書の保存が必要と判断される契機を経て今日まで大量廃棄の事態を免れてきた。



その経緯のなかでは、行政的に重要な文書とする判断と、自治体史編纂史料等として歴史的に重要と考える判断とが、相半ばする形で結果的には保存の路線を選択するように残ってきた側面が強い。

今回のアンケートによって得られた意見は、数量的な集約が困難な記述式の回答であるため、ここでは全体に対する感想めいた紹介しかできないが、前回のアンケート同様、寄せられた意見を共有のものとしてできるよう、本書は報告書の形式で資料紹介をしている。

(文責 資料保存委員会事務局 福嶋紀子)

## おわりに

平成15年度の全史料協資料保存委員会の委員はつぎのとおりです（敬称略。所属は平成15年度現在）。

委員長 小松 芳郎 長野県松本市文書館  
委員 青木 睦 国文学研究資料館史料館  
委員 伊藤 然 埼玉県草加市総務部庶務課文書情報担当  
委員 大西 愛 大阪大学出版会  
委員 小川千代子 国際資料研究所  
委員 君塚 仁彦 東京学芸大学教育学部  
委員 上甲 典子 京都府亀岡市役所生涯学習部市史編さん係  
事務局 福嶋 紀子 長野県松本市文書館

アンケートにいたるまでの検討、アンケート後の分析等について、資料保存委員会で検討してきました。

アンケートの集約作業は、資料保存委員会事務局の福嶋紀子氏があたり、本書の編集は、資料保存委員会委員と事務局でおこないました。

大勢の方々のご理解とご協力によって本書が刊行できますことに、感謝申し上げます。

平成16年3月

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会資料保存委員会